平成２２年（フ）第８０４号
大阪府富田林市若松町１丁目１番12―206号
債務者　和田メリッサこと　ＷＡＤＡ　ＭＥＬＩＳＳＡ　ＧＯＮＺＡＧＡ
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
堺市南区城山台２丁３番12―105号
債務者　南條　香好
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９３２号
堺市堺区北庄町３丁３番８号　アネックスイヴ405号、前住所堺市北区金岡町60番地
債務者　山田　　実
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５５号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目40番地の10
債務者　浦田　一義
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９５６号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目40番地の10
債務者　浦田　初子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７１号
大阪府羽曳野市向野３丁目７番９号
債務者　向當知代子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０２５号
堺市南区御池台２丁７番１―203号
債務者　にし義こと　西　　義人
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
愛媛県西宇和郡伊方町大久1292番地
債務者　中平久美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第４８７号
神奈川県平塚市田村２丁目９番３―501号　サニーメゾン平塚
債務者　西浦　辰雄
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４９６号
神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴1379番地３
債務者　岩城　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０１号
神奈川県平塚市平塚１丁目６番20号　メゾン・ユーナ201号
債務者　福永　真也
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１３号
神奈川県小田原市飯田岡641番地の１　メゾン椎の実101
債務者　小菅　尚徳
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１４号
神奈川県小田原市飯田岡641番地の１　メゾン椎の実101
債務者　小菅　俶子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５２１号
神奈川県秦野市曲松１丁目12番18号　ハイツ石井101号
債務者　後藤　正雄
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３号
香川県丸亀市綾歌町岡田下531番地１エルディム西山202号室
債務者　石橋　義正
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４３号
佐賀県鳥栖市藤木町2365番地
債務者　生島　範成
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０１０号
仙台市青葉区高松１丁目９番11―203号
債務者　平安山裕子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
秋田県大館市雪沢字雪沢77番地１
債務者　浪岡留理子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで　秋田地方裁判所大館支部